

## コーポレートガバナンス・コードと公認会計士

「コーポレートガバナンス・コード」については、以前に記事にしました。

『**コーポレートガバナンス・コード**』

<http://ameblo.jp/matsui-jicpa/entry-11987721451.html>

今回は公認会計士との関わりという観点で、コーポレートガバナンス・コードを掘り下げます。

コーポレートガバナンス・コードは、法令ではありません。

これまでは、法の強制力を根拠に企業統治が議論されてきました。企業不祥事が起こった後に必ずガバナンスの規制が強化されることからわかるように、ガバナンスは「守り」そのものでした。しかし、コーポレートガバナンス・コードは、成長に軸足を置いた制度設計になっています（「**攻めのガバナンス**」）。

企業統治の規律を考える際に、すべての上場会社が遵守しなければならない事項としてまとめるのではなく、基本的な考え方を示した上で、自社に合わないならばその考え方を適用しなくてもよいけれど、どういう理由から適用しないのかをしっかりと説明するというアプローチが取られています。

この考え方は「Comply or Explain」（**コンプライ オア エクスプレイン**：遵守する、さもなくば、その理由を説明する。）といわれています。

公認会計士と関わりの深いコーポレートガバナンス・コードは、「**適切な情報開示と透明性の確保**」です。

### 【基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

上場会社は、法令に基づく開示を行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
- (2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

#### 【原則3-2 外部会計監査人】

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

何より重要なことは、上場会社は主体的に情報開示を行う必要があるということです。その対象は財務情報に限りません。有用な情報を利用者にわかりやすく開示しなければなりません。また、情報開示に向けた仕組みを全社的に構築することも必要です。従来、財務情報の発信は、経理、財務、といった部署が担当していましたが、非財務情報も含まれる以上、全社的な対応が求められます。

コーポレートガバナンス・コードでは、73の原則が示されています。

「**Comply or Explain**」をする際には、うわべだけの「Comply」をしない、ひな型的な「Explain」をしない、ことが大切です。

自社の状況を具体的に説明するのが面倒だからうわべだけ「Comply」していることにしておく。他社ではこんな風に記載しているから同じように「Explain」しておく。このような姿勢では、株主・投資家に対して、真摯に向き合っているとはいえません。

株主との対話が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るために必要になってきます。